

令和5年度  
宮城県保険薬局に対する  
原油価格・物価高騰対策支援事業費  
補助金（下半期）

Q & A

令和5年12月19日（ver1）

宮城県保健福祉部薬務課

## 目 次

<b>1. 原油価格・物価高騰対策事業費補助金について</b>	1
Q.1 補助金の目的は。	
Q.2 補助金の支給額は。	
Q.3 補助金の用途制限はあるか。	
<b>2. 補助金の交付対象について</b>	1
Q.4 補助金の交付対象施設は。	
Q.5 休止中の薬局は、対象となるか。	
Q.6 令和5年1月から9月の期間の運営実績があり、その後休止期間を経て令和6年1月から再開した場合、対象となるか。	
Q.7 店舗は宮城県内にあるものの、本社が宮城県内にない場合、申請できるか。	
Q.8 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。	
Q.9 ドラッグストアは対象となるか。	
Q.10 交付対象を保険薬局に限定しているのはなぜか。	
Q.11 申請時点で休止している場合を対象外にしている理由は。	
Q.12 申請期間内に薬局開設者の法人名称又は薬局の名称を変更したが、事業期間は変更前と通算して申請できるか。	
Q.13 月の中途中で事業開始又は休廃止がある場合、対象期間の考え方はどうなるか。	
<b>3. 補助金の申請について</b>	3
Q.14 申請書類は何が必要か。	
Q.15 申請の受付期間はいつまでか。また、補助金の支給はいつか。	
Q.16 申請方法はどのようにすればよいか。	
Q.17 複数の薬局を経営している場合、申請は薬局ごとか、法人単位での申請になるか。	
Q.18 光熱費等の増加を証する書類や領収証など、証拠書類を提出する必要はあるか。	
Q.19 申請書類に押印は必要か。	
Q.20 郵送で申請する場合、申請期限は必着か、消印有効か。	
Q.21 電子申請では申請できないのか。	
Q.22 申請書類の作成方法等を直接相談したいときの窓口はあるか。	
Q.23 インターネットバンキングの場合、口座が分かる書類は何を用意すればよいか。	
Q.24 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを持参してもよいか。	
Q.25 申請後、記載漏れや表記誤りなど申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。	
Q.26 申請者と受取口座の名義が異なる場合はどうするのか。	
<b>4. その他</b>	5
Q.27 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。	
Q.28 実績報告書の提出は必要か。	
Q.29 この補助金は課税対象となるか。	
Q.30 補助金申請の関係で電話がかかってくることはあるか。	

## 1. 原油価格・物価高騰対策事業費補助金について

Q.1 補助金の目的は。

原油価格や電気ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている県内の保険薬局に対して、負担の軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的としています。

Q.2 補助金の支給額は。

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6か月間、事業を継続する場合の支給額は2万5千円です。

ただし、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間の事業継続期間が6月に満たない場合の交付額は、上記にかかわらず、次の(1)及び(2)を合算して得られた金額と2万5千円を比較して、低い方の金額を支給します。

(1) 月の初めから終わりまで事業を行った月×5千円

(2) 月の中途中で事業の開始又は廃止あるいは休止がある場合は、その月の事業を行う日数

(開始又は廃止あるいは休止した日を含めます。)を30で除した数値に5千を乗じた金額(1円未満の端数切捨て)とします。

【例1】令和5年10月1日以前から事業を行っていて、令和6年1月16日に廃止した場合

(1) 3月×5, 000円= 15, 000円

(2)  $16 \div 30 \times 5, 000\text{円} = 2, 666\text{円}$  (1円未満の端数切捨て)

(1) + (2) = 17, 666円 < 25, 000円

よって、17, 666円を支給

【例2】令和6年1月26に事業を開始し、3年31日以降も引き続き事業を行う場合

(1) 2月×5, 000円= 10, 000円

(2)  $5\text{日} \div 30 \times 5, 000\text{円} = 833\text{円}$  (1円未満の端数切捨て)

(1) + (2) = 10, 833円 < 25, 000円

よって、10, 833円を支給

Q.3 補助金の用途制限はあるか。

補助金は、薬局に係る電気・ガス・灯油代等の光熱費の高騰分への補填に活用されることを予定しています。

## 2. 補助金の交付対象について

Q.4 補助金の交付対象施設は。

申請時点で、東北厚生局長から保険薬局の指定を受け宮城県内で事業を継続中かつ原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けている保険薬局です。

【対象外】次のいずれかに該当する者が設置する施設は対象外となります。

①国、県又は市町村が運営するもの

②暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等

③県税に未納があるもの

Q.5 休止中の薬局は、対象となるか。

申請時点で休止中の施設は対象となりません。

Q.6 令和5年1月から9月の期間の運営実績があり、その後休止期間を経て令和6年1月から再開した場合、対象となるか。

申請時点で、東北厚生局長から保険薬局の指定を受け宮城県内で事業を継続中かつ原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けている保険薬局であれば対象になります。

Q.7 店舗は宮城県内にあるものの、本社が宮城県内にない場合、申請できるか。

本社が宮城県外であっても、宮城県内を所在地とする保険薬局が存在する場合、当該薬局分については申請対象となります。

Q.8 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

開業中に申請していただければ可能です。

Q.9 ドラッグストアは対象となるか。

関係法令に基づき、宮城県又は仙台市の薬局開設許可を受けるとともに、東北厚生局から保険薬局の指定を受け、事業所内で保健医療機関の発行する処方箋に基づいた保険調剤を行っている場合は対象となります。

Q.10 交付対象を保険薬局に限定しているのはなぜか。

保険薬局は公定価格である診療報酬により運営されており、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であるためです。

Q.11 申請時点で休止している場合を対象外にしている理由は。

この補助金は、地域において必要な医薬品提供機能を維持するため、物価高騰の影響により電気料金等の負担が増加している保険薬局の負担軽減を図ることを目的としていることから、事業を休止している場合を対象外とするものです。

Q.12 申請期間内に薬局開設者の法人名称又は薬局の名称を変更したが、事業期間は変更前と通算して申請できるか。

薬局開設者には変更がなく、法人名称又は薬局の名称を変更した場合など、第2号様式に記載していただく「保険薬局 薬局コード」に変更がない場合は通算できます。

薬局コードが変更となった場合は新規開設となりますので、異なる薬局コードの薬局と事業期間を通算することはできません。

Q.13 月の中途中で事業開始又は休廃止がある場合、対象期間の考え方はどうなるか。

月の中途中で事業開始・廃止・休止した場合は、その開始・廃止・休止した日は、事業を行った日に含めます。

### 3. 補助金の申請について

Q.14 申請書類は何かが必要か。

以下の書類をご準備ください。

①交付申請書兼実績報告書（交付要綱：第1号様式）

②申請薬局一覧（交付要綱：第2号様式）

③補助金の振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し

※預金通帳等の写し：通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

Q.15 申請の受付期間はいつまでか。また、補助金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和6年2月29日（木）までです。（郵送の場合は必着となります。）

補助金の支給は、審査を終えたものから順次行い、令和6年4月末までに完了する予定です。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

Q.16 申請方法はどのようにすればよいか。

県薬務課のホームページに申請書を掲載しますので、ダウンロードしていただき、下記にメール又は郵送でお送りください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/genyubukka3.html>



＜送付先E-mail＞genyu-yaku@pref.miyagi.lg.jp

＜郵送先住所＞〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県薬務課

Q.17 複数の薬局を経営している場合、申請は薬局ごとか、法人単位での申請になるか。

薬局開設者が、県内の交付対象である全ての薬局をとりまとめた上で、1通の申請書として申請してください。とりまとめて申請する場合は、第2号様式に全ての薬局を記入して提出して願います。

申請は原則として、薬局開設者につき1回限りです。

なお、事情があってとりまとめが行えない場合は、宮城県保健福祉部薬務課までご連絡ください。（電話は込み合うことがありますので、メールでのお問い合わせをお勧めします。）

＜E-mail＞genyu-yaku@pref.miyagi.lg.jp

＜電話番号＞022-395-8796

＜受付時間＞午前9時～午前12時、午後1時～午後5時（土日祝を除く）

Q.18 光熱費等の増加を証する書類や領収証など、証拠書類を提出する必要はあるか。

提出の必要はありませんが、令和10年度まで保管していただく必要があります。

Q.19 申請書類に押印は必要か。

押印は必須ではありません。

Q.20 郵送で申請する場合、申請期限は必着か、消印有効か。

郵送の場合は令和6年2月29日（木）必着です。日数に余裕をもった申請をお願いします。

Q.21 電子申請では申請できないのか。

電子申請は受け付けておりません。

Q.22 申請書類の作成方法等を直接相談したいときの窓口はあるか。

作成方法等については、宮城県保健福祉部薬務課にご相談ください。

<場所>宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁6階

<E-mail>genyu-yaku@pref.miyagi.lg.jp

<電話番号> 022-211-2651

<受付時間>午前9時～午後5時（土日祝を除く）

※直接来課される場合、他の業務でも来課される方が多いため、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

Q.23 インターネットバンキングの場合、口座が分かる書類は何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーを提出してください。

Q.24 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを持出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.25 申請後、記載漏れや表記誤りなど申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

宮城県保健福祉部薬務課にお問い合わせください。

<E-mail>genyu-yaku@pref.miyagi.lg.jp

<電話番号> 022-395-8796

<受付時間>午前9時～午前12時、午後1時～午後5時（土日祝を除く）

Q.26 申請者と受取口座の名義が異なる場合はどうするのか。

申請者と口座名義が異なる場合は、委任状を提出してください。様式は任意です。

※委任状には申請者の押印が必要です。

#### 4. その他

Q.27 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

原則として、個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、

Q.25 を参照願います。

Q.28 実績報告書の提出は必要か。

交付申請書が実績報告書を兼ねていることから、実績報告書の提出は必要ありません。

Q.29 この補助金は課税対象となるか。

法人税法・所得税法上の非課税取引に当たらないため課税対象となります。詳しくは税務署へお尋ねください。

Q.30 補助金申請の関係で電話がかかってくることはあるか。

申請書に不備があった場合、修正又は是正をお願いするため、宮城県保健福祉部薬務課から連絡をすることがあります。薬務課から問い合わせをする場合は、下記のメールアドレスまたは電話番号からとなりますので、特殊詐欺にはご注意ください。

<E-mail>genyu-yaku@pref.miyagi.lg.jp

<電話番号> 022-211-2651・022-395-8796

<連絡時間>午前9時～午後5時（土日祝を除く）